

契約概要の説明（火災共済）

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、規約をご参照ください。また、ご不明な点については、当組合までお問い合わせください。

1 商品の仕組み

共済期間中に火災をはじめとする事故により、建物、動産（家財）に損害を受けた場合に共済金をお支払いします。

2 保障の内容

(1) 火災等共済金

概要を記載しております。お支払いできる損害及びお支払額等の詳細につきましては、規約の「火災等による損害の定義」、「火災等共済金」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

・お支払いできる損害

火災・破裂又は爆発（凍結による水道管の損傷）・消火による水ぬれや破損・
航空機の墜落・自動車の飛び込み・他人の住居からの水漏れ・落雷

(2) 費用共済金

概要を記載しております。お支払いの条件、お支払いの額等の詳細につきましては、規約の各「費用共済金」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

種 類	お 支 払 い の 内 容
臨時費用共済金	仮住まい等の臨時の出費のための費用
残存物取片づけ費用共済金	焼け跡の整理にかかる清掃等費用
失火見舞費用共済金	延焼等により近隣の住居等に被害を与え、自己の費用で見舞金等を支払った場合の費用
修理費用共済金	賃貸住宅の損害を家主との契約に基づき自己の費用で修理した場合の費用
漏水見舞費用共済金	漏水等により階下の住居にも被害を与え、自己の費用で見舞金等を支払った場合の費用

(3) 主な免責事由（共済金をお支払いできない主な損害）

詳しくは規約「共済金を支払わない損害」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

・地震又は噴火若しくはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）により生じた損害や地震等によって発生した火災（延焼・拡大を含みます。）による損害や火元等の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大して生じた損害についても共済金はお支払いできません。

3 付加できる主な特約とその概要

共済契約に付加できる特約はありませんが、加入限度額の70%以上ご加入されますと、再取得価額特約（ご契約金額を限度とし、標準的な再取得価額で建物や動産（家財）を再築または再取得できる価額）が自動的に附帯されます。ご加入時には限度額いっぱいのご加入をお勧めします。

4 共済期間（共済のご契約期間）

共済期間は、1年間です。

5 引受条件（共済金額（ご契約金額）等）

ご契約いただく共済金額の設定につきましては、以下の点にご注意ください。
詳しくは当組合までお問い合わせください。

① 共済金額（ご契約金額）の設定

事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう共済金額（ご契約金額）は当組合が規定する限度額に過不足なく設定してください。限度額を超えてご契約されても、その超過部分については共済金をお支払いすることができません。また、共済金額（ご契約金額）が限度額に満たない場合は、お支払いする共済金が損害額よりも少なくなります。ご加入時には限度額いっぱいのご加入をお勧めします。

※500万円を超える共済契約については、全国共済生活協同組合連合会（URL <https://www.zenkyoren.or.jp>）が行う元受火災共済事業の利用となります。

② 建物・家財（動産）の共済金額（ご契約金額）

建物・家財（動産）それぞれに当組合の限度額の範囲でご契約ください。
建物のみのご契約では家財の損害は補償されません。家財にもお忘れなく共済金額（ご契約金額）を設定していただき、契約漏れのないようご注意ください。

③ 通貨、有価証券、印紙、切手、貴金属、宝石等は共済の目的とはなりません。

詳しくは規約「共済の目的とすることができる動産」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

6 共済掛金

建物の構造、用途、ご契約の共済金額（ご契約金額）によって決まります。
詳しくは当組合までお問い合わせください。

7 共済掛金のお支払いについて

- ・口座振替（申込手続きがお済みの方は、満期月の前月26日に引き落としとなります。）
（26日が、土・日・祝日の場合は北國銀行の翌営業日が引き落とし日となります。）
- ・コンビニからの振込（・手数料無料・全国のコンビニから振込み可能）
（・24時間振込み可能）
- ・北國銀行からの振込（・北國銀行窓口からの振込みは、手数料無料
※ATM・他の金融機関からの振込手数料は、お客様のご負担）

8 解約返戻金の有無

解約に際しては、当組合の規定による解約返戻金をお支払いします。

お 問 い 合 わ せ	〒920-0999 金沢市柿木島1番1号（金沢市第二本庁舎 2階）
	金 沢 市 民 共 済 生 活 協 同 組 合
	TEL (076) 220-2587・231-7187
	ご契約内容となる火災共済事業規約・規則はホームページでご覧いただけます。 https://www.kanazawa-kyosai.jp



注意喚起情報の説明（火災共済）

ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、規約をご参照ください。また、ご不明な点は当組合までお問い合わせください。

1 告知義務・通知義務

（1）契約締結時における注意事項（告知義務）

①ご契約者には、ご契約時に当組合が告知を求めた危険に関する重要な事項を告知していただく義務があります。告知事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されることや共済金をお支払いできないことがあります。告知いただく事項は、次のとおりです。

- ・ご契約者の氏名、住所
- ・共済の目的（建物又は動産をいいます。以下同じ。）の所在地、延床面積、構造、用途、所有形態
- ・他の共済契約又は保険契約の有無等
- ②ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には共済契約は無効となります。
- ・他人のために（他人の所有するものを共済の目的とする。）共済契約をしたとき
- ・契約者が共済の目的（共済の対象である建物又は家財）が既に火災などの損害を受けていることや、その原因が発生していることを知っていたとき

（2）契約締結（成立）後における留意事項（通知義務）

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に当組合までご通知ください。ご通知がないと変更後に生じた事故による損害については、共済金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

- ・他の火災共済又は火災保険に加入する場合
- ・建物の構造、用途を変更する場合
- ・建物を改築又は増築する場合
- ・30日以上空家又は無人にする場合
- ・共済の目的を他の場所に移転する場合
- ・建物の全部又は一部を解体する場合
- ・共済金の支払事由以外の原因によって共済の目的に損害が生じた場合
- ・共済の目的が共済の目的の範囲外になる場合

2 責任開始期（効力の発生）

共済責任は、共済契約申込日の翌日午前0時から開始します。

3 主な免責事由（共済金をお支払いできない主な事由）

この共済は、次に掲げる事由等によって生じた損害に対しては共済金をお支払いいたしません。なお、免責事由の詳細につきましては規約の「共済金を支払わない損害」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

- ①共済金受取人の故意又は重大な過失によって生じた損害
- ②契約者と同一の世帯に属する者の故意によって生じた損害
- ③戦争その他の変乱によって生じた損害
- ④風水害及び雪害によって生じた損害
- ⑤地震又は噴火若しくはこれらによる津波によって生じた損害
- ⑥核燃料物質等を起因とする事故によって生じた損害
- ⑦③から⑥による火災（延焼、拡大を含む。）損害や火元の発生原因を問わず③から⑥によって延焼、拡大した損害

4 共済掛金の払込猶予期間の取扱い

払込猶予期間はありません。次年度以降の共済掛金については、契約満期日までにお支払いください。契約満期日までにお支払いがない場合は、契約が失効となり、契約満期日以降に起きた事故については共済金をお支払いできません。

5 解約と解約返戻金

共済契約は、いつでも解約することができます。ただし、質権が設定されている場合は、質権者の同意を得た後でなければ解約できません。解約に際しましては、当組合の規定による解約返戻金をお支払いします。

6 その他ご注意いただきたい事項

- （1）次に掲げる事項等に該当する場合は、その契約は、取消や無効となります。
 - ①共済契約者の詐欺又は脅迫によって契約を締結した場合
 - ②他人のために（他人の所有するものを目的とする。）共済契約をした場合
 - ③共済の目的が既に火災などの損害をうけていることやその原因が発生していることを知っていた場合
- （2）第三者の行為で火災等の事故が発生した場合で第三者から損害賠償を受けたときは、お支払いする共済金から損害賠償を受けた金額を差し引いてお支払いします。
- （3）共済契約者、共済金受取人または共済金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合には、共済金をお支払いできないことやご契約が解除となることがあります。
- （4）掛金・保障などの制度内容は、共済金の支払状況などによって変更される場合があります。制度内容が変更された場合、すでにご加入いただいている方については、更新日において、変更後の制度内容が適用されます。

7 個人情報の取扱いについて

この共済契約のお申込み又は事故の発生等に際してお客さまよりご提供いただいた情報については、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲において利用させていただきます。

たとえば

- ・共済契約の適正な引受、共済金の適正な支払い及び不適切な共済金の請求等を防止するため、共済組合・損害保険会社等との間において共済契約、共済事故、共済金支払等に関する情報を交換する場合
- ・再共済契約の締結又は再共済金の受領等のため、再共済取引先に対して再共済契約上必要な情報を提供する場合
- ・共済金の適正かつ迅速な支払を行うために必要な範囲内の情報を第三者機関に提供する場合

8 クーリングオフ制度の適用はありません。

この火災共済は共済期間が1年の短期契約のため制度の適用はありません。

お問い合わせ

〒920-0999 金沢市柿木畠1番1号（金沢市第二本庁舎 2階）

金 沢 市 民 共 済 生 活 協 同 組 合

TEL (076) 220-2587・231-7187

ご契約内容となる火災共済事業規約・規則はホームページでご覧いただけます。

<https://www.kanazawa-kyosai.jp>

